

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年10月2日

黒部市長 堀内 康 男

### 1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量  
期日前投票所立会人事務委託
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等  
黒部市役所 11日間×2人=22人  
宇奈月市民サービスセンター 8日間×2人=16人
- (3) 役務の提供を受ける期間  
平成29年10月11日から平成29年10月21日

### 2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年10月10日
- (2) 提出先  
総務企画部総務課